

羽 生 市

自動販売機設置に係る市有財産貸付
入札説明書

令和8年6月

羽生市企画財務部財政課

羽生市では、市が管理する公共施設に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札への参加を希望される方は、本入札説明書のほか、仕様書等を熟読の上、内容を承知した上で参加してください。

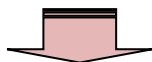
目 次

1	設置事業者決定までのスケジュール	1
2	貸付場所及び面積	2
3	応募資格要件	3
4	入札参加申込	3
5	貸付条件等	5
6	仕様書等に関する質問及び回答	5
7	入札参加の辞退	5
8	入札方法等	5
9	無効な入札等	6
10	入札及び開札の日時と場所	6
11	落札者の決定	6
12	契約の締結	6
13	協定の締結	6
14	落札者の決定取り消し等	7
15	個人情報について	7
16	問い合わせ先	7
	入札参加申込書(様式第1号)	8
	誓約書(様式第2号)	10
	契約権限等に係る委任状(様式第3号)	12
	入札書(様式第4号)	13
	入札に係る委任状(様式第5号)	14
	質問書(様式第6号)	15
	入札参加辞退届(様式第7号)	16
	自動販売機の管理関係等に関する届出書(様式第8号)	17
	市有財産有償貸付契約書(案)	
	※建物の余裕部分を貸し付ける場合	18
	市有財産有償貸付契約書(案)	
	※敷地の余裕部分を貸し付ける場合	22
	災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書(案)	
	※物件番号④、⑤、⑦、⑯~⑳を貸し付ける場合	26
	災害時における自動販売機内商品の無償提供要請書(様式第9号)	28
	自動販売機専用鍵管理者通知書(様式第10号)	29
	災害時緊急連絡体制表(様式第11号)	30

1 設置事業者決定までのスケジュール

- (1) 関係書類（告示の写し、入札説明書、仕様書、入札参加申込書等）の配布
令和8年6月26日（金） ～ 令和8年7月16日（木）

※関係書類は、財政課窓口（羽生市役所2階南側）で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。



- (2) 質問書（様式第6号）の提出
令和8年6月26日（金） ～ 令和8年7月7日（火）

※質問に対する回答は、令和8年7月13日（月）に行います。



- (3) 入札参加申込書等の提出
令和8年7月6日（月） ～ 令和8年7月16日（木）（※土日祝日を除く。）

※入札参加申込書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）及び必要書類を提出してください。
なお、郵便、FAX、電子メールによる提出はできません。

提出先：羽生市役所 企画財務部 財政課 財産管理係（羽生市役所2階南側）
9時から17時まで（12時から13時までを除く。）

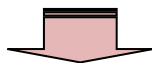


- (4) 入札参加資格の通知
令和8年7月21日（火）

※入札参加資格の確認結果は、郵便等で通知します。入札参加資格がない旨の確認通知を受けた場合は、令和8年7月24日（金）までに参加資格の有無の再確認を求めることができます。



- (5) 入札の実施
入札日時：令和8年8月7日（火）午後1時30分から
入札場所：羽生市役所 3階 301会議室



- (6) 契約の締結
締結期限：令和8年8月21日（金）まで

※入札終了後、上記の締結期限内に契約を締結していただきます。契約の締結と併せて自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式第8号）を提出してください。



- (7) 自動販売機の設置
令和8年10月1日（木）から

※設置期限は、上記より1ヶ月以内となります。具体的な設置スケジュールについては、施設管理者と協議の上決定します。

2 貸付場所及び面積

物件番号	施設名称	所在地	貸付場所	貸付面積
①	市役所本庁舎	東 6 丁目 15 番地	建物内の一部 (1 階ホール付近)	1.20 m ²
②				1.20 m ²
③				1.20 m ²
④			敷地内の一部 (埼玉りそな銀行 ATM 付近)	1.30 m ²
⑤	羽生駅自由通路	南 1 丁目 1 番 62 号	敷地内の一部 (西口の階段下付近)	1.10 m ²
⑥			敷地内の一部 (西口エレベーター横付近)	3.30 m ²
⑦			敷地内の一部 (東口の階段下付近)	1.00 m ²
⑧			建物内の一部 (2 階通路内)	1.20 m ²
⑨				1.20 m ²
⑩				1.20 m ²
⑪	消防本部	藤井下組 990 番地 1	建物内の一部 (1 階ホール)	2.20 m ²
⑫			建物内の一部 (1 階ホール)	2.20 m ²
⑬	消防署西分署	上岩瀬 718 番地 1	敷地内の一部 (西側出入口付近)	2.20 m ²
⑭	図書館・郷土資料館	下羽生 948 番地	敷地内の一部 (正面出入口付近)	2.52 m ²
⑮	羽生市民プラザ	中央 3 丁目 7 番 5 号	建物内の一部 (1 階給湯室付近)	1.20 m ²
⑯	須影公民館	須影 714 番地	敷地内の一部 (建物正面付近)	1.20 m ²
⑰	岩瀬公民館	上岩瀬 2367 番地	敷地内の一部 (出入口付近)	1.20 m ²
⑱	井泉公民館	藤井上組 275 番地	敷地内の一部 (建物正面付近)	1.20 m ²
⑲	三田ヶ谷公民館	弥勒 634 番地 1	敷地内の一部 (出入口付近)	1.20 m ²
⑳	羽生スカイスポーツ公園	常木 1175 番地	敷地内の一部 (駐車場内)	1.50 m ²
㉑			敷地内の一部 (上段トイレ前付近)	1.20 m ²
㉒	市民農園	東 4 丁目 2192 番地	敷地内の一部 (市民農園内休憩所付近)	1.50 m ²
㉓	清掃センター	三田ヶ谷 1863 番地	敷地内の一部 (粗大ゴミ施設南)	1.95 m ²

3 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から6号までに規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団関係業者を利用していないこと。役員・使用人等が暴力団関係者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 本入札説明書に定める条件及び法令等を遵守し、借受人自ら貸付物件（入札物件）に自動販売機を貸付期間中継続して設置し、その管理を行う資力及び能力等を有する法人又は個人であること。
- (5) 法人にあつては埼玉県内に本店・支店または営業所を有し、個人にあつては羽生市内で事業を営んでいること。
- (6) 過去3か年の間に市若しくは国又は他の地方公共団体（地方職員共済組合等を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上、すべて誠実に履行していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立てをしていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生の申立てをしていない者であること。
- (8) 埼玉県税又は羽生市税を滞納していないこと。

4 入札参加申込

入札に参加を希望する方は、入札参加申込書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）及びその他必要書類を提出し、入札参加資格を有することを証明してください。

また、参加にあたっては、本入札説明書及び仕様書を熟読し、現地の状況等をご自身で確認してください。

- (1) 受付期間
令和8年7月6日（月）から 令和8年7月16日（木）まで（※土日祝日を除く。）
受付時間：9時から17時まで（12時から13時までを除く。）
- (2) 受付場所
羽生市役所 企画財務部 財政課 財産管理係（羽生市役所2階南側）
電話 048-561-1121（内線375）
- (3) 提出方法
上記の受付場所に書類を直接持参してください。※郵便、FAX、電子メールによる提出不可

(4) 必要書類

	必 要 書 類	法 人	個 人
①	入札参加申込書 (様式第1号)	○	○
②	営業証明書 (羽生市発行のもの)		○
③	誓約書 (様式第2号)	○	○
④	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	○	
⑤	契約権限等に係る委任状 (様式第3号)	○	
⑥	確定申告書の写し (令和7年分)		○
⑦	印鑑証明書	○	○
⑧	納税証明書 (埼玉県税又は羽生市税)	○	○
⑨	設置する自動販売機のカatalog	○	○

(※1) ②、④、⑦、⑧については、発行後3ヶ月以内の原本としてください。(複写不可)

(※2) ①、③、⑦については、④に記載された法人名称と同じ名義により提出してください。

(※3) ⑤については、県内の支店または営業所へ契約権限等を委任する場合に提出してください。

(※4) 複数物件に参加する場合も、必要書類は事業者ごとに1部で結構です。

(※5) 提出された書類は返却しません。

《 納税証明書について 》

必要書類「⑧ 納税証明書 (埼玉県税又は羽生市税)」の詳細は以下のとおりです。

なお、証明書は、直近1事業年度分の滞納していないことがわかる書面とします。

法人において、本店所在地が県外であって、県内の支店または営業所へ契約権限等を委任しない場合であっても、県内の支店または営業所の納税証明書を提出してください。

【法人の場合】

証明書の種類	法人事業税	法人県民税	法人市民税
交付機関	埼玉県 県税事務所	埼玉県 県税事務所	羽生市 税務課
市内に本支店 営業所あり	○	○	○
市外かつ県内に 本支店・営業所あり	○	○	

【個人の場合】

証明書の種類	個人事業税	市民税
交付機関	埼玉県 県税事務所	羽生市 税務課
市内に事業所あり	○	○
市外かつ県内に 事業所あり	○	

5 貸付条件等

(1) 貸付方法

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付

(2) 貸付期間

物件番号①～②

令和8年10月1日(木)から令和11年9月30日(日)までの36か月間

物件番号③

令和8年10月1日(木)から令和10年6月30日(金)までの21か月間

(3) 貸付料

物件番号①～③

自動販売機の月毎の総売上金額(税抜)に貸付料率を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額

(4) 自動販売機の仕様及び施設概要等

別添仕様書のとおり

(5) 自動販売機の設置事業者は、物件番号ごとに選定します。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和8年6月26日(金)から令和8年7月7日(火)まで

受付時間：9時から17時まで(12時から13時までの間を除く。)

※質問受付期間を経過した後の質問は、一切受け付けません。

(2) 提出方法

質問書(様式第6号)により、電子メール又は財政課窓口へ直接持参により提出してください。

(※電子メールで提出した場合、必ず電話により質問した旨を企画財務部財政課財産管理係に連絡すること。)

アドレス：**zaisan@city.hanyu.lg.jp**

(3) 質問者への回答 令和8年7月13日(月)

羽生市役所 企画財務部 財政課(羽生市役所2階南側)前の掲示板へ掲示及び市ホームページ掲載により回答します。

7 入札参加の辞退

入札参加申込書の提出後、都合により入札参加を辞退される場合は、入札参加辞退届(様式第7号)を提出してください。

なお、参加を辞退された場合も、既に提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

8 入札方法等

(1) 実施方法

入札は、物件番号ごとに分けて実施します。

(2) 入札金額

物件番号①～③は、貸付料率により定める貸付料とします。

入札書(様式第4号)に記載する貸付料率は、月毎の総売上金額(税抜)に乗じる率とし、小数点以下第1位まで記載してください。

(3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、入札に係る委任状（様式第5号）を提出してください。

(4) その他

ア 提出した入札書は、その理由の如何を問わず、書き換え・引き換え・撤回することはできません。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、または取りやめることがあります。

9 無効な入札等

(1) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者が行った入札

イ 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理人の場合を含む。）

ウ 委任状を提出しない代理人が行った入札

エ 不正行為による入札

オ 入札書の金額等、氏名、印影または重要な文字が誤脱し、または不明確なとき

カ 記名押印を欠く入札及び金額等を訂正した入札

キ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

ク 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とします。

10 入札及び開札の日時と場所

(1) 入札日時 令和8年8月7日（金） 午後1時30分から

(2) 入札場所 羽生市役所 3階 301会議室

11 落札者の決定

(1) 物件番号①～③は、市が定める最低貸付料率以上で最高の貸付料率をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定します。

12 契約の締結

落札者決定後、令和8年8月21日（金）までに貸付契約書を締結します。落札者は、契約の締結と併せて自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式第8号）を提出してください。

なお、契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

13 協定の締結

物件番号④、⑤、⑦、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲及び⑳の自動販売機については、災害救助ベンダーの仕様としていることから、落札者決定後、令和8年8月21日（金）までに災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書を締結します。落札者は、協定の締結と併せて災害時緊急連絡体制

表（様式第11号）を提出してください。

なお、協定の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

1.4 落札者の決定取り消し等

(1) 落札者が下記のいずれかに該当する場合、落札者としての資格を取り消すものとします。

ア 上記1.2で示す期日までに契約書が提出されなかったとき

イ 落札後に申請書等への虚偽の記載があったことが判明したとき

ウ 落札者が著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者としてふさわしくないと本市が判断したとき

(2) 上記のいずれかにより、落札者としての決定を取り消したとき及び落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の次に高額の貸付料を示した者と随意契約交渉を行うものとします。

1.5 個人情報について

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札・契約事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

ただし、入札結果として、入札参加者名・入札金額は公表しますので、あらかじめご了承のうえ入札に参加してください。

なお、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

1.6 問い合わせ先

埼玉県羽生市東6丁目15番地

羽生市役所 企画財務部 財政課 財産管理係

電話：048-561-1121（代表）（内線375）

FAX：048-563-2322

e-mail：zaisan@city.hanyu.lg.jp

(様式第 1 号)

入 札 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

羽生市長 齋 藤 万 紀 子 あて

申 込 者 所在地 (住所)

法人名 (個人名)

代 表 者 名

自動販売機設置に係る市有財産貸付に係る入札について、入札説明書及び仕様書に示された内容等を熟知した上、以下のとおり参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

1 参加を希望する物件

希望	物件 番号	施 設 名 称	物 件 所 在 地
	①	市役所本庁舎	羽生市東 6 丁目 15 番地
	②		
	③		
	④		
	⑤	羽生駅自由通路	南 1 丁目 1 番 62 号
	⑥		
	⑦		
	⑧		
	⑨		
	⑩		
	⑪	消防本部	羽生市大字藤井下組 990 番地 1
	⑫		
	⑬	消防署西分署	羽生市大字上岩瀬 718 番地 1
	⑭	図書館・郷土資料館	羽生市大字下羽生 948 番地
	⑮	羽生市民プラザ	中央 3 丁目 7 番 5 号
	⑯	須影公民館	羽生市大字須影 714 番地
	⑰	岩瀬公民館	羽生市大字上岩瀬 2367 番地

	⑱	井泉公民館	羽生市大字藤井上組 275 番地
	⑲	三田ヶ谷公民館	羽生市大字弥勒 634 番地 1
	⑳	羽生スカイスポーツ公園	常木 1175 番地
	㉑		
	㉒	市民農園	東 4 丁目 2192 番地
	㉓	清掃センター	羽生市大字三田ヶ谷 1863 番地

(注意)

参加を希望する物件の希望欄に○を記入してください。なお、すべてを希望することも可能です。

2 必要書類 (提出する書類に○を記入してください。)

提 出	書 類 名	法 人	個 人
	① 入札参加申込書 (様式第 1 号)	○	○
	② 営業証明書 (羽生市発行のもの)		○
	③ 誓約書 (様式第 2 号)	○	○
	④ 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	○	
	⑤ 契約権限等に係る委任状 (様式第 3 号)	○	
	⑥ 確定申告書の写し (令和 7 年分)		○
	⑦ 印鑑証明書	○	○
	⑧ 納税証明書 (埼玉県税又は羽生市税)	○	○
	⑨ 設置する自動販売機のカatalog	○	○

(様式第2号)

誓約書

令和 年 月 日

羽生市長 齋藤万紀子 へ

申込者 所在地(住所)

法人名(個人名)

代表者名

自動販売機設置に係る市有財産貸付に係る入札への参加申し込みにあたり、以下の事項について相違ないことを確約し、貴市における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対し貴市が行う一切の措置について異議の申し立ては行いません。

記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から6号までに規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団関係業者を利用していないこと。役員・使用人等が暴力団関係者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 本入札説明書に定める条件及び法令等を遵守し、借受人自ら貸付物件(入札物件)に自動販売機を貸付期間中継続して設置し、その管理を行う資力及び能力等を有する法人又は個人であること。
- (5) 法人にあつては埼玉県内に本店・支店または営業所を有し、個人にあつては羽生市内で事業を営んでいること。
- (6) 過去3か年の間に市若しくは国又は他の地方公共団体(地方職員共済組合等を含む)と種類及び規模をほぼ同じくする契約等を数回以上、すべて誠実に履行していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立てをしていない者であること又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生の申立てをしていない者であること。
- (8) 埼玉県税又は羽生市税を滞納していないこと。

(注意)

裏面の別表欄も必ず記載してください。

別 表

国又は地方公共団体（地方職員共済組合等を含む）と
種類及び規模をほぼ同じくする契約等の実績一覧

設置施設名	所在地	設置台数	設置期間
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日

(様式第3号)

契約権限等に係る委任状

令和 年 月 日

羽生市長 齋藤万紀子 へ

〒 ー

委任者 本店所在地（住所） _____
法人名 _____
代表者役職名 _____ 印
代表者名 _____

私は、次の者を代理人と定め、自動販売機設置に係る市有財産貸付において、下記の（１）から（６）までの権限を委任します。

〒 ー

受任者 代理店を置く営業所の所在地 _____
代理店を置く営業所の名称 _____
代理人役職名 _____ 印
代理人氏名 _____
代理店を置く営業所の電話番号 _____
代理店を置く営業所のFAX番号 _____

記

1 委任事項

- (1) 入札及び見積りに関すること。
- (2) 契約の締結に関すること。
- (3) 契約の履行に関すること。
- (4) 代金の請求及び受領に関すること。
- (5) 復代理人の選任に関すること。
- (6) 前各号に付帯する一切のこと。

代理人使用印鑑

代理人使用印鑑

2 委任期間

令和 年 月 日から令和●●年●●月●●日まで

(様式第4号)

物件番号	
------	--

入 札 書

貸 付 料 (料 率)

		•		%
--	--	---	--	---

自動販売機設置に係る市有財産貸付に係る入札について、入札説明書及び仕様書に示された内容等を承知し、入札します。

令和8年 8月 7日

住 所
(所在地)

法人名及び
代表者氏名(氏名)

印

上記代理人
氏 名

印

羽生市長 齋 藤 万 紀 子 あて

(注意)

- 1 入札書は、物件番号ごとに作成してください。
- 2 貸付料率は算用数字を用いて記入し、小数点以下第1位までを記入してください。
- 3 代理人が入札するときは必ず委任状(様式第5号)を持参し、委任者の所在地(住所)・法人名・代表者氏名を記入し押印するとともに、代理人氏名を記入し押印してください。

(様式第5号)

物件番号	
------	--

入札に係る委任状

私は、_____を代理人と定め、自動販売機設置に係る市有財産貸付に係る入札に関する一切の権限を委任します。

受任者（代理人）使用印

--

令和8年 8月 7日

委任者 住 所
(所在地)

法人名及び
代表者氏名 (氏名)

印

羽生市長 齋藤万紀子 あて

(注意)

委任状は、物件番号ごとに作成してください。

(様式第6号)

質 問 書

令和 年 月 日

羽生市長 齋藤万紀子 へ

申込者 所在地(住所)
法人名(個人名)
代表者名

担当者 氏 名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

自動販売機設置に係る市有財産貸付に係る入札に参加申し込みするにあたり、下記のとおり質問します。

記

質問番号	物件番号	質 問 内 容
1		
2		
3		

(注意)

- 1 質問は、物件番号ごとに記載してください。(全般的事項の場合は、物件番号は不要です。)
- 2 質問がない場合は、提出の必要はありません。
- 3 本紙で不足する場合は、別紙を添付してください。

(様式第7号)

入 札 参 加 辞 退 届

令和 年 月 日

羽生市長 齋藤万紀子 へ

申 込 者 所在地(住所)

法人名(個人名)

代 表 者 名

印

私は、自動販売機設置に係る市有財産貸付に係る入札に参加申し込みをしましたが、下記の理由により辞退します。

記

1 物件番号

2 辞退理由

(様式第8号)

自動販売機の管理関係等に関する届出書

令和 年 月 日

羽生市長 齋藤万紀子 あて

設置者 所在地(住所)

法人名(個人名)

代表者名

下記の貸付物件に設置する自動販売機の個別業務等の実施者について、次のとおり届け出します。

1 貸付物件

物件番号	財産名称	物件所在地

2 個別業務の実施者

区分	実施者及び所属部署	連絡先(電話番号)
自動販売機所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応者		
商品の補充者		
売上代金の回収者		
その他 ()		

市有財産有償貸付契約書（案）

貸主 羽生市（以下「貸付人」という。）と借主 ○○○○（以下「借受人」という。）とは、次の条項により市有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした有償貸付契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、以下のとおりとする。

財産名称	所在地	貸付場所	貸付面積	台数
○○○	○○○○	○○○○	○○○	○

（指定用途等）

第3条 借受人は、貸付物件を自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために使用しなければならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に使用するにあたっては、別紙仕様書に記載された事項を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年10月1日から令和●●年●●月●●日までとする。

2 自動販売機の設置及び撤去の日は、貸付人及び借受人にて協議の上、貸付期間内で貸付人が指定する日（以下「指定期日」という。）とする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新にかかる権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われぬものとする。

2 貸付人は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に借受人に対し、貸付期間の満了により本契約が終了する旨を、書面によって通知するものとする。

3 貸付人は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後、改めて期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を借受人にした場合、当該通知日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

（貸付料）

第6条 貸付料は、月毎の総売上金額（税抜）に貸付料率●●. ●%を乗じて得た金額に消費税相当額を加算した額とする。

2 前項により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

（貸付料の支払い）

第7条 借受人は、前条の貸付料を、契約期間中の年度ごとに貸付人が発行する納入通知書その他貸付人と借受人が協議して定める方法により、指定された納期限内に納付しなければならない。

2 貸付人は、前項の納入通知書について、各年度の上半期および下半期ごとに発行するものとする。ただし、前項の規定により協議して定めた方法による場合は、この限りではない。

（電気料金の支払い）

第8条 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に、電気の使用量を量る子メーターを設置す

るものとする。

2 貸付人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量及び使用料金を基に、子メーターが表示する使用量から按分した使用料金を算出し、借受人に対し納入通知書を発行する。ただし、貸付人と借受人が協議して別の方法を定めたときは、その方法によるものとする。

3 借受人は、前項の納入通知書又は協議により定めた方法に基づき、定められた日までに、電気料金を納付しなければならない。

(延滞金)

第9条 借受人は、第7条及び第8条に基づき、貸付人が定める納入期限までに貸付料及び電気料金（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、貸付人に対し延滞金を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、遅延日数に応じ、納付すべき貸付料等相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で算出した額とする。

3 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき、又は延滞金の総額が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しないものとする。

4 借受人が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、借受人が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(費用負担)

第10条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去、原状回復に要する費用は、借受人の負担とし、貸付人に対し費用の補償を求めることはできない。

(物件の引渡し)

第11条 貸付人は、第4条に定める貸付期間の初日に、貸付物件をその所在する場所において、借受人に対し引渡すものとする。

(契約不適合責任)

第12条 借受人は、引き渡された貸付物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約解除をすることができないものとする。

ただし、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(貸付物件の一部滅失)

第13条 借受人は、貸付物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合、当該滅失又は毀損した部分につき、貸付人の認める金額の貸付料の減免を請求することができる。

(維持管理義務)

第14条 借受人は、貸付物件を常に善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を貸付人に対し通知しなければならない。

(維持補修)

第15条 貸付人は、貸付物件の維持補修の責任を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

(第三者に対する損害賠償義務)

第16条 借受人は、貸付物件を指定用途に使用したことにより、第三者に対し損害を与えたときは、貸付人の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 貸付人が、借受人に代わって前項の賠償の責を果たしたときは、貸付人は、借受人に対し当該賠償費用について求償することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第17条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若し

くはその権利等を担保にすることができない。

(届出事項)

第18条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに貸付人に対し届け出を行わなければならない。

- (1) 借受人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。
- (2) 借受人の地位について合併による包括承継その他の変動が生じたとき。

(商品の盗難又は毀損)

第19条 貸付人は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難及び毀損または停電等による売り上げの減少等について、貸付人の責に帰すことが明らかである場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第20条 貸付人は、貸付期間中、必要に応じ借受人に対し貸付物件や売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

この場合、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(売上本数等の報告)

第21条 借受人は、自動販売機の売上本数及び売上額を貸付人に報告しなければならない。

- 2 報告は、毎月1日から月末までの実績を、各年度の上半期および下半期ごとにまとめ、上半期分は10月末日、下半期分は4月15日までに報告しなければならない。

(契約の解除)

第22条 貸付人は、借受人が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

- 2 貸付人において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため、貸付物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。
- 3 貸付人は、借受人に次の各号のいずれかに該当する行為または事実があった場合、借受人に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 契約に先立ち借受人から提出された入札に関する各種提出書類(参加申込書、誓約書等)に虚偽の記載が確認されたとき。
 - (2) 貸付料等その他債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。
 - (3) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
 - (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
 - (6) 貸付人の書面による承諾なく、借受人が2か月以上貸付物件を使用しないとき。
 - (7) 貸付人の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。
 - (8) 借受人の信用が著しく失墜したと貸付人が認めるとき。
 - (9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
 - (10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸付人が契約を継続しがたい事態になったと認めるとき。
 - (11) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を借受人が妨げると認めるとき。
 - (12) 前各号に準ずる事由により、貸付人が契約を継続しがたいと認めるとき。

(契約の失効)

第23条 天変地異により、貸付物件が使用できなくなり、又は本契約を継続することができない事態になったときは、本契約は直ちに失効する。

2 前項により本契約が失効した場合、貸付人、借受人相互に損害賠償の請求はしない。

(貸付物件の返還)

第24条 前2条の規定による契約の解除・失効及び貸付期間が満了したときは、借受人は、直ちに貸付物件をその所在する場所において、貸付人に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第25条 貸付期間が満了し、又はその他の理由により本契約が終了する場合には、借受人は自己の費用をもって貸付物件の上に存する工作物その他借受人が本件公有財産に付属させたものを撤去し、貸付物件を原状回復しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認める場合はこの限りではない。

2 借受人は、原状回復後、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならない。

3 本契約が終了したにもかかわらず、借受人が貸付物件を返還しない場合は、本契約の翌日から貸付物件の明け渡し完了までの間、借受人は貸付人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害がある場合は、使用損害金とは別に、その損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第26条 借受人は、本契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

2 貸付人が、第22条第2項の規定により本契約を解除した場合において、借受人に損害が生じたときは、借受人は、貸付人に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第27条 第24条の規定により貸付物件を返還する場合において、借受人が貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、借受人はこれを貸付人に請求しないものとする。

2 貸付人の承認の有無にかかわらず、借受人が貸付物件に対し施した造作については、本契約の終了の場合において、借受人は貸付人に対しその買取りを請求することができない。

(契約の費用)

第28条 本契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(個人情報)

第29条 借受人は、市有財産に関する情報提供に際し、公正性・透明性を図るために、本契約の個人情報にかかる氏名・住所の開示に同意するものとする。

(管轄裁判所)

第30条 本契約について訴訟等を行う場合は、羽生市を管轄する地方裁判所または簡易裁判所とする。

(疑義等の決定)

第31条 本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義が生じたときは、貸付人、借受人双方の協議により決定するものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、貸付人、借受人両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県羽生市東6丁目15番地
貸付人 羽生市
羽生市長 齋藤万紀子

借受人

市有財産有償貸付契約書（案）

貸主 羽生市（以下「貸付人」という。）と借主 ○○○○（以下「借受人」という。）とは、次の条項により市有財産の有償貸付契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、以下のとおりとする。

財産名称	所在地	貸付場所	貸付面積	台数
○○○	○○○○	○○○○	○○○	○

（指定用途等）

第3条 借受人は、貸付物件を自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために使用しなければならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に使用するにあたっては、別紙仕様書に記載された事項を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年10月1日から令和●●年●●月●●日までとする。

2 自動販売機の設置及び撤去の日は、貸付人及び借受人にて協議の上、貸付期間内で貸付人が指定する日（以下「指定期日」という。）とする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求）は行わず、貸付期間の延長も行われぬものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は、月毎の総売上金額（税抜）に貸付料率●●.●●%を乗じて得た金額に消費税相当額を加算した額とする。

2 前項により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

（貸付料の支払い）

第7条 借受人は、前条の貸付料を、契約期間中の年度ごとに貸付人が発行する納入通知書その他貸付人と借受人が協議して定める方法により、指定された納期限内に納付しなければならない。

2 貸付人は、前項の納入通知書について、各年度の上半期および下半期ごとに発行するものとする。ただし、前項の規定により協議して定めた方法による場合は、この限りではない。

（電気料金の支払い）

第8条 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に、電気の使用量を量る子メーターを設置するものとする。

2 貸付人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量及び使用料金を基に、子メーターが表示する使用量から按分した使用料金を算出し、借受人に対し納入通知書を発行する。ただし、貸付人と借受人が協議して別の方法を定めたときは、その方法によるものとする。

3 借受人は、前項の納入通知書又は協議により定めた方法に基づき、定められた日までに、電気料金を納付しなければならない。

（延滞金）

第9条 借受人は、第7条及び第8条に基づき、貸付人が定める納入期限までに貸付料及び電気料金

(以下「貸付料等」という。)を納入しなかったときは、貸付人に対し延滞金を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、遅延日数に応じ、納付すべき貸付料等相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で算出した額とする。

3 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき、又は延滞金の総額が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しないものとする。

4 借受人が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、借受人が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(費用負担)

第10条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去、原状回復に要する費用は、借受人の負担とし、貸付人に対し費用の補償を求めることはできない。

(物件の引渡し)

第11条 貸付人は、第4条に定める貸付期間の初日に、貸付物件をその所在する場所において、借受人に対し引渡すものとする。

(契約不適合責任)

第12条 借受人は、引き渡された貸付物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約解除をすることができないものとする。

ただし、この契約が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(貸付物件の一部滅失)

第13条 借受人は、貸付物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合、当該滅失又は毀損した部分につき、貸付人の認める金額の貸付料の減免を請求することができる。

(維持管理義務)

第14条 借受人は、貸付物件を常に善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を貸付人に対し通知しなければならない。

(維持補修)

第15条 貸付人は、貸付物件の維持補修の責任を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

(第三者に対する損害賠償義務)

第16条 借受人は、貸付物件を指定用途に使用したことにより、第三者に対し損害を与えたときは、貸付人の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 貸付人が、借受人に代わって前項の賠償の責を果たしたときは、貸付人は、借受人に対し当該賠償費用について求償することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第17条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(届出事項)

第18条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに貸付人に対し届け出を行わなければならない。

(1) 借受人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。

(2) 借受人の地位について合併による包括承継その他の変動が生じたとき。

(商品の盗難又は毀損)

第19条 貸付人は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売

機内の売上金又は釣銭の盗難及び毀損または停電等による売り上げの減少等について、貸付人の責に帰すことが明らかである場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第20条 貸付人は、貸付期間中、必要に応じ借受人に対し貸付物件や売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

この場合、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(売上本数等の報告)

第21条 借受人は、自動販売機の売上本数及び売上額を貸付人に報告しなければならない。

2 報告は、毎月1日から月末までの実績を、各年度の上半期および下半期ごとにまとめ、上半期分は10月末日、下半期分は4月15日までに報告しなければならない。

(契約の解除)

第22条 貸付人は、借受人が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

- 2 貸付人において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため、貸付物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。
- 3 貸付人は、借受人に次の各号のいずれかに該当する行為または事実があった場合、借受人に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 契約に先立ち借受人から提出された入札に関する各種提出書類(参加申込書、誓約書等)に虚偽の記載が確認されたとき。
 - (2) 貸付料等その他債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。
 - (3) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
 - (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
 - (6) 貸付人の書面による承諾なく、借受人が2か月以上貸付物件を使用しないとき。
 - (7) 貸付人の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。
 - (8) 借受人の信用が著しく失墜したと貸付人が認めるとき。
 - (9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
 - (10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸付人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
 - (11) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を借受人が妨げると認めたとき。
 - (12) 前各号に準ずる事由により、貸付人が契約を継続しがたいと認めたとき。

(契約の失効)

第23条 天変地異により、貸付物件が使用できなくなり、又は本契約を継続することができない事態になったときは、本契約は直ちに失効する。

2 前項により本契約が失効した場合、貸付人借受人相互に損害賠償の請求はしない。

(貸付物件の返還)

第24条 前2条の規定による契約の解除・失効及び貸付期間が満了したときは、借受人は、直ちに貸付物件をその所在する場所において、貸付人に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第25条 貸付期間が満了し、又はその他の理由により本契約が終了する場合には、借受人は自己の費用をもって貸付物件の上に存する工作物その他借受人が本件公有財産に付属させたものを撤去し、貸付物件を原状回復しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認める場合はこの限

りではない。

- 2 借受人は、原状回復後、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならない。
- 3 本契約が終了したにもかかわらず、借受人が貸付物件を返還しない場合は、本契約の翌日から貸付物件の明け渡し完了までの間、借受人は貸付人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害がある場合は、使用損害金とは別に、その損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第26条 借受人は、本契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

- 2 貸付人が、第22条第2項の規定により本契約を解除した場合において、借受人に損害が生じたときは、借受人は、貸付人に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第27条 第24条の規定により貸付物件を返還する場合において、借受人が貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、借受人はこれを貸付人に請求しないものとする。

- 2 貸付人の承認の有無にかかわらず、借受人が貸付物件に対し施した造作については、本契約の終了の場合において、借受人は貸付人に対しその買取りを請求することができない。

(契約の費用)

第28条 本契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(個人情報)

第29条 借受人は、市有財産に関する情報提供に際し、公正性・透明性を図るために、本契約の個人情報にかかる氏名・住所の開示に同意するものとする。

(管轄裁判所)

第30条 本契約について訴訟等を行う場合は、羽生市を管轄する地方裁判所または簡易裁判所とする。

(疑義等の決定)

第31条 本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義が生じたときは、貸付人借受人双方の協議により決定するものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、貸付人、借受人両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県羽生市東6丁目15番地
貸付人 羽生市
羽生市長 齋藤万紀子

借受人

<物件番号④、⑤、⑦、⑮～⑳を貸し付ける場合>

災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書（案）

羽生市（以下「貸付人」という。）と〇〇〇〇（以下「借受人」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで締結した「市有財産有償貸付契約」（以下「貸付契約」という。）に基づき設置した自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）内の商品に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、本件自動販売機内の商品に係る無償提供の取扱いについて定めることにより、借受人が本件自動販売機を設置した施設（以下「本件施設」という。）の来場者、職員その他の関係者（以下「利用者等」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者等の安全確保に資することを目的とする。

（対象貸付物件）

第2条 この協定の対象とする自動販売機の貸付物件は、以下のとおりとする。

財産名称	所在地	貸付場所	貸付面積	台数
〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇

（協力要請）

第3条 貸付人は、災害が発生した場合において災害対策本部を設置し、本件施設が避難所等として利用される場合において、借受人の協力を必要と判断した場合は、借受人に対し災害時における自動販売機内商品の無償提供要請書（様式第9号）（以下「要請書」という。）により協力を要請する。

2 前項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、貸付人は、借受人に対し口頭又は電話等で協力を要請することができる。なお、この場合において、貸付人は、借受人に対し、後日速やかに要請書を交付する。

（協力内容）

第4条 借受人は、前条の規定により協力の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について協力する。

- (1) 本件自動販売機内の商品を無償提供すること。
 - (2) 本件自動販売機の取扱いについて貸付人に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うこと。
 - (3) その他、貸付人借受人協議の上必要と認めたこと。
- 2 借受人は、前項各号に規定する協力事項を実施するために必要な物品、本件自動販売機の操作方法を明記した書面等をあらかじめ貸付人に提出しなければならない。
- 3 貸付人は、前項の規定により提出された物品等を厳重に保管しなければならない。

（管理運用）

第5条 借受人は、この協定の有効期間中において、貸付人に本件自動販売機の専用鍵を貸与するものとする。ただし、無償提供時に鍵を必要としない自動販売機はこの限りでない。

- 2 貸付人は、専用鍵の貸与を受けるにあたり、借受人に専用鍵の管理者を自動販売機専用鍵管理者通知書（様式第10号）により通知するものとする。
- 3 貸付人は、専用鍵を紛失、破損等をしたときは、直ちに借受人に通報するとともに、専用鍵の再製造に係る費用を負担しなければならない。この場合において、本件自動販売機内の商品を紛失した場合にあっては、当該商品の代金を負担しなければならない。

（連絡窓口）

第6条 貸付人及び借受人は、この協定に関する連絡窓口を常に災害時緊急連絡体制表（様式第11号）により相互に明らかにしておくものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、貸付契約の開始日から満了となる日までとする。ただし、貸付契約が解除された場合は、貸付契約の開始日から解除の日までとする。

(費用負担)

第8条 この協定の履行に関して必要な費用は、全て借受人の負担とする。ただし、貸付人が必要があると認めた場合は、この限りでない。

(協議)

第9条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、貸付人借受人協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、貸付人、借受人両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県羽生市東6丁目15番地
貸付人 羽生市
羽生市長 齋藤万紀子

借受人

(様式第9号)

災害時における自動販売機内商品の無償提供要請書

令和 年 月 日

様

羽生市長 斎藤 万紀子

災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書第3条の規定により、次のとおり要請します。

対象自動販売機	財産名称 : 所在地 : 台数 :
要請日時	令和 年 月 日 () 時 分
要請者(羽生市)	所属 : 部 課 氏名 :
応答者	
要請理由	
災害対策本部設置日	令和 年 月 日 ()
その他	

(様式第10号)

自動販売機専用鍵管理者通知書

令和 年 月 日

様

羽生市長 齋藤万紀子

災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書第5条の規定により、次のとおり通知します。

対象自動販売機	財産名称 : 所在地 : 台数 :
自動販売機専用鍵管理者	所属 : 部 課 氏名 :

(様式第11号)

災害時緊急連絡体制表

貸付人 羽生市

順位	所属・氏名	緊急連絡先
		電話： ----- F A X： ----- メールアドレス：
		電話： ----- F A X： ----- メールアドレス：
		電話： ----- F A X： ----- メールアドレス：

借受人 ○○○○○

順位	所属・氏名	緊急連絡先
		電話： ----- F A X： ----- メールアドレス：
		電話： ----- F A X： ----- メールアドレス：
		電話： ----- F A X： ----- メールアドレス：